

# ○沖縄県立看護大学管理者会議規程

(平成 17 年 7 月 20 日)

[沿革] 平成 20 年 4 月 1 日改正

平成 21 年 4 月 15 日改正

(設置)

**第 1 条** 沖縄県立看護大学の管理運営に関し、学長の重要な事項の判断及び決定を補佐することを目的に沖縄県立看護大学管理者会議（以下「会議」という）を設置する。

(会議の任務)

**第 2 条** 会議は、本学の管理運営に関し、基本方針や重要事項等の調整を行うため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学の管理運営に関し、学長の重要な判断及び決定について検討し、補佐すべき事項に関すること。
- (2) 教授会及び研究科委員会（以下「教授会等」という）に付議すべき事案の調整に関すること。
- (3) その他、教授会等の権限に属さない事項の調整に関すること。

2 学長は、会議において審議され、決定した事項の中、必要な事項があるときは、教授会等に報告する。

(主宰及び構成)

**第 3 条** 会議は、学長の主宰の下に、学長、看護学部長、学生部長、附属図書館長、事務局長、総務課長、学務課長で構成する。

2 学長は、必要があると認めるときは、会議に他の関係職員を出席させることができる。

(事案の提出)

**第 4 条** 構成員は、会議に付議すべき事案があるときは、原則として、会議開催日の 4 日前までに学長または事務局長あて提出するものとする。

(開催日時)

**第 5 条** 会議は、定例の教授会が開催される週の月曜日（当該日が沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第 7 条に規定する休日に当たるときは、その翌日）午前 10 時に開催する。ただし、学長は、必要があると認めるときは、開催日時を変更し、または臨時に開催することができる。

(庶務)

**第 6 条** 会議の庶務は総務課において処理し、会議の結果を記録する。

(雑則)

**第 7 条** この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 7 月 20 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。